

I. 事業計画書

1. 共通事項

Q1 事業計画書を作成するにあたり、改めて見積を取り直してみたところ、当初採択された補助対象工事費よりも見積金額が上回ってしまった。（資材費の高騰、消費税記入漏れ等）採択額から増額して申請可能か。

A1 補助対象工事費は原則として採択額を超えて申請することはできません。採択額を上回る金額については補助対象外としてください。

Q2 事業計画書を提出したところ、当該事業区分の要件を満たしていないことが判明した。事業区分を変更することは可能か。

A2 事業区分の変更は認められません。当該事業区分の要件を満たすよう整備内容を変更するか、当該事業は取りやめ、次回以降の事業募集の際に適切な事業区分で応募してください。

Q3 何度か取引実績があり、信頼のおける業者に見積を依頼した。その場合は1社の見積書と理由書の添付で良いか。

A3 原則、3社以上の相見積を取得する必要があります。

過去に取引実績があり信頼できる、要望に応じてくれる、最安値だと判断した、等は業者選定の理由となります。

相見積を取得できない場合には、どの業者に依頼してどのような理由で断られたのか等、客観的に判断できる理由を明記してください。

Q4 来年度から認定こども園に移行する予定がある。今年度私立幼稚園施設整備費補助金の補助を受けられるか。

A4 幼稚園型含め認定こども園に移行する幼稚園については、こども家庭庁における「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助対象となるため、私立幼稚園施設整備費補助金の対象外です。

Q5 園児の教育活動に直接かわらない箇所（例えば給食室や職員室等の管理部門）を補助対象としても良いか。

A5 整備箇所の使用用途は問わないため、教育活動以外で主に使用する箇所の整備も対象となります。

なお、当然ながら幼稚園として認可されていない場所の整備は補助対象外です。

2. 耐震補強工事等

2-1.耐震補強工事

Q1 耐震診断に要する費用のみを補助対象としても良いか。

A1 補助対象としても構いません。ただし、耐震診断費の交付後、3年以内に耐震化に着手することを条件とします。

※令和5年に耐震診断費のみを補助対象とした園においては、今年度耐震化に着手しているかを確認させていただきますのでご承知おきください。

2-2.非構造部材の耐震対策

Q1 屋根の張替えは補助対象となるか。

A1 張替えの目的が耐震対策（屋根材の落下防止工事等）であれば対象となります。経年劣化による雨漏り対策等のための工事は補助対象外です。

2-3.防災機能強化

Q1 備蓄倉庫の新設ではなく、既存備蓄倉庫の整備は対象か。

A1 「備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存園舎等の改修工事等」が補助対象のため、既存備蓄倉庫の整備は補助対象外となります。

3. 防犯対策工事・特別防犯対策工事

Q1 電子錠・カードリーダーの設置に伴い、システム管理のためにパソコンが必要となる。パソコンの購入は補助対象か。

A1 本補助金は施設整備に対する補助となるので、パソコンやモニター、レコーダー等の備品を単体で購入する費用は基本的に補助対象外となります。一方で、不審者の学校侵入の防止は幼児等を守る重要な役割を果たすことから、防犯対策に必要不可欠、かつ施設に固着しているパソコン等であれば防犯対策工事と併せて購入する場合に限り補助対象となり得ます。

例えば、電子錠へ変更するために門扉を設置する施設整備と一体となって、その電子錠付きの門扉を管理するためにパソコン等が必要不可欠なのであれば、補助対象となります。

Q2 既に何台か防犯カメラを設置済みで職員室からモニターで監視できるようになっている。

不審者の侵入防止対策として、死角となっている箇所に追加で防犯カメラを設置して、監視できるようにしたい。新たに防犯カメラのみを設置する工事も補助対象になるか。

A2 防犯カメラのみを設置する工事は、新設・増設ともに「特別防犯対策工事」のメニューで補助対象とすることができます。「防犯対策工事」は、安全対策のために行う施設の施工工事（管理諸室の配置換え、門やフェンスの設置等）と一体として行われる防犯監視システムの設置工事が対象であり、防犯カメラのみを設置する工事は補助対象外となります。

なお、いずれのメニューにおいても、防犯カメラ単体の購入のみ（工事を伴わない）については補助対象外です。

4. 新築

Q1 株式会社から学校法人に移行し、幼稚園新設を計画している。

その際、事業計画書や交付申請書提出時の名義は、その時点での実際の名義である「株式会社〇〇」とすべきか、それとも組織変更後の名義の「学校法人〇〇（仮称）」とすべきか。

A1 「学校法人〇〇（仮称）」として、応募・申請・事業計画書の提出等をお願いします。

5. 増築

Q1 園児の定員増のため、遊戯室の一部を間仕切りして教室をつくる工事を予定している。

延べ床面積の増加がないが定員増による増築と考えて良いか。

A1 延べ床面積の増加がない場合は増築の要件を満たしていないため、補助対象外となります。

Q2 新たに3号児を受け入れるために増築をしたい。3号児の学級数は増える（0→1学級）が園則に3号児に関する記載がないため、定員数に変更はない。そのため、定員増に係る学則の変更はないが補助対象としても良いか。

A2 定員増に係る学則変更の認可が補助要件となっているため、補助対象外となります。

については、実際の学級数が学則どおりであるか、申請前にご確認ください。

6. 改築

Q1 仮設園舎を建設する経費は補助対象となるか。

A1 改築工事に伴い解体建物が使用できなくなる場合に限り、代替の仮設建物を整備するための経費も補助対象となります。

Q2 改築の場合、旧園舎の解体が要件となっているが、新建物の建築と同一年度に解体まで行う必要があるか。

A2 原則として、本補助金は単年度事業が対象です。改築とは「旧園舎の解体+新園舎の建築」を指しますので、新築と旧建物の解体まで年度内に行われる必要があります。

Q3 改築に併せて他の補助メニューについても申請可能か。

A3 申請可能です。

Q4 改築（耐震）において、耐震診断に要する費用のみを補助対象としても良いか。

A4 補助対象としても構いません。ただし、耐震診断費の交付後、3年以内に耐震化に着手することを条件とします。

※令和5年に耐震診断費のみを補助対象とした園においては、今年度耐震化に着手しているかを確認させていただきますのでご承知おきください。

7. アスベスト等対策工事

Q1 自治体独自のアスベスト対策補助がある。本補助金も併用して申請可能か。

A1 本補助金に自治体独自の補助と併用して申請することは可能です。

ただし、併用を検討している補助事業の要件についてもよくご確認ください。

Q2 アスベスト除去費の中には「アスベスト調査費」も含まれるのか。

Q2 アスベスト等対策工事はアスベストを除去するための工事が対象のため「アスベスト調査費」は補助対象外となります。

8. 屋外教育環境整備

Q1 「屋外運動広場のアスレチックコース」で想定されているアスレチック遊具とは具体的にどのようなものか。

A1 例えば、園庭の大部分を占めるような大型の複合遊具を想定しています。

そのため、ブランコや滑り台等、単一遊具かつ規模の小さいものについては、補助対象外です。

Q2 老朽化による大型の複合遊具の更新を検討しているが、申請可能か。

A2 屋外教育環境整備は、新增改築と同一年度に行う場合（「防音壁設置工事」を除く）に申請可能ですので、単体での申請はできません。（例外として、建築年度の翌々年度まで申請可能の場合もあります。）

また、屋外環境整備は大型の複合遊具の新設は補助対象ですが、老朽化対策は補助対象外となります。

9. エコ改修事業

Q1 日よけのためのタープは補助対象か。

A1 工事を伴うものではないため、補助対象外となります。

Q2 省エネ対応のエアコンを新規で設置する場合（元々設置していない場所へ新規設置）は補助対象か。

A2 空調設備の整備について、「エコ改修事業」では、既存の空調設備を省エネ型空調設備へ更新する（エアコンの台数が変わらない）場合のみ対象となります。そのため、新規設置は対象外です。

エアコンを新規で設置する場合は「内部改修工事（衛生環境改善）」で申請してください。

Q3 エコ改修事業の断熱化として、屋根に断熱材シートを固定するような工事は対象か。

A3 既存施設の「エコ化」という観点で説明できれば、補助対象となります。

10. 内部改修工事

10-1. 衛生環境改善

Q1 空調設備の整備は、エアコンがない部屋に新たにエアコンを設置する工事ということか。

既存のエアコンを撤去して新たなエアコンを設置する場合は対象か。

A1 「内部改修（衛生）」では、エアコンが設置されていない部屋に新たにエアコンを設置する事業が補助対象となります。既存のエアコンを撤去して新たなエアコンを設置する（更新する）事業は、補助対象外となります。更新の場合は既存エアコンよりも省エネとなっていることを証明した上で、「エコ改修事業」で申請してください。

Q2 トイレの乾式化工事とともに、和式便器から洋式便器への改修、パーティションの改修工事を行いたい、補助対象となるか。

A2 床の乾式化に伴って行う、便器の洋式化やパーティションの改修も内部改修（衛生）の対象になります。

10-2. 園舎の一部改修

Q1 預かり保育事業等の実施に伴う園舎の内部改修は、新たに預かり保育事業を実施する幼稚園も対象になるか。

A1 補助対象になります。

11. バリアフリー化

Q1 園舎の外にスロープを設置するといった、園舎外の整備も対象になるか。

A1 補助対象になります。ただし、幼稚園として認可されている土地以外の場所に整備することはできません。

Ⅱ．交付申請書

Q1 内定通知以降に工事内容に変更があり、見積金額が変更になった。

A1 変更後の見積書の内容で事業計画書、計算書等を修正し、交付申請書と併せてご提出ください。ただし、採択額を超える金額を補助することはできません。

Ⅲ．実績報告書

Q1 工事期間に使用物品に変更があり、見積金額が変更になった。

A1 変更後の見積書、カタログ等を実績報告書と併せてご提出ください。ただし、交付決定額を超える金額を補助することはできません。

Q2 領収書の宛名を法人名で提出しないといけない理由は。

A2 本補助金は、学校法人を対象としているため、補助を受ける主体である学校法人が事業費（工事費）を支払った証明として、法人名が宛名の領収書の提出をお願いしております。

※以下、交付要項抜粋※

第2条 この補助金は、学校法人が、幼稚園の新設及び学級増のための・・・